

## 勝手に送りつけられた水のセット

家に帰ると、玄関先に 50cm 四方のダンボール箱が置いてあり、箱には温泉水のセット（ペットボトル 12 本）と書かれていました。宅配票を見て、業者へ電話で問い合わせをしたら「〇月〇日の午後〇時〇分に自宅から注文があった」と言われました。しかし、その日は家には誰もいませんでした。引き取るように話したところ、宅配業者に取りに行かせると言うが、勝手に送りつけられるのはとても不愉快。再度商品が届かないか心配です。 (70代女性からの相談)

### 処理概要

ネガティブオプション(送りつけ商法)について説明をしました。仮に、事前に電話勧誘を受け、曖昧な返事をしていたとしても、「注文はしていない。仮に契約になっているのであれば解約する。今後も契約をするつもりはなく、再勧誘は断る。個人情報削除してほしい。」といった購入する意志のない旨を、書面で通知しておくよう助言しました。

### ☆ ポイント

#### 送りつけ商法とは

注文もしていないのに勝手に商品を送りつけて代金を請求する商法を「送りつけ商法」または「ネガティブ・オプション」と言います。

代表的なものは書籍、雑誌、ビデオなどですが、最近では事例のような水やカニの相談が多く寄せられています。

#### 契約は成立しているのか??

頼みもしない商品を送りつける行為は、業者からの一方的な契約の申し込みであり、消費者が承諾しなければ契約は成立しません。ただし、送られてきた商品の所有者は送り主の業者なので、勝手には処分できません。(一定期間は、商品の所有権は送り主にあります。)

#### もしも送りつけられたら…

- ◎ 受け取った日から **14 日間**（商品の引き取りを業者に請求した場合は **7 日間**）をすぎても業者が引き取らなければ、代金を支払う必要もなく商品を自由に処分してもよいことになっています。（特定商取引法）
- ◎ 気持ちが悪いので送り返したい場合には郵送料等を負担する必要はなく **着払い** でよいでしょう。
- ◎ この期間の経過前に開封したり使用したりすると、購入の意思があるものとみなされることにもなるので、注意が必要です。
- ◎ 代金引換で送りつけてくる場合もあり、いったん支払うと取り返すことが非常に難しくなります。家族が注文したかどうかよく分からない物は、一度 **受け取りを保留して確認** しましょう。受け取りを保留した場合でも一定期間は運送業者で保管されますので、必要があれば後日連絡すれば受け取ることができます。

#### 身に覚えのない物が届いてもすぐに受け取らない

- ・ 無料で〇〇を送る。 ・ 30 周年記念で〇〇を送っている。 ・ 以前の購入者に電話をかけている等と言って、キノコのお試しセット、カニ、化粧品 3 点セット 等を強引に送りつけてくる場合もあります。不審な物が届いたら、受取りは慎重に。受取りは一旦保留をし、業者名や所在地、商品を控え、**県民生活プラザに相談しましょう！！**